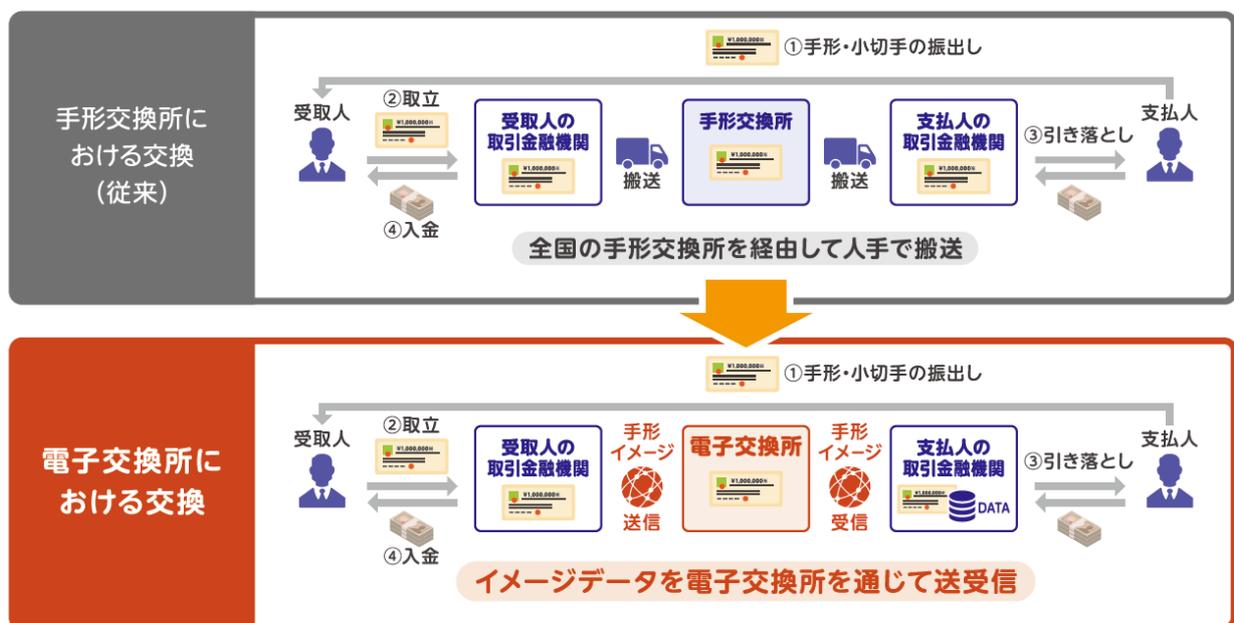


手形小切手の交換方法を電子化する「電子交換所」の設立に伴うお手続きについて

1. 電子交換所における手形・小切手の交換決済開始について

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形・小切手の交換を行ってきた手形交換所を電子化します。これに伴い、電子データで手形・小切手の交換を行う「電子交換所」を2022年11月に設立します。現在は人手を介して搬送している手形・小切手ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結することが可能になります。

なお、お客様のお手続き方法に変更はありませんので、従来どおり紙の手形・小切手をお持ち込みいただけます。



※一般社団法人全国銀行協会「手形の交換方法を電子化する「電子交換所」設立のご案内」より抜粋

●手形・小切手用紙の変更

JAバンクにおいては、2022年1月以降の発行分よりQRコード付きの新デザインの手形・小切手用紙に変更しております。(一部QRコード対象外の券種もございます。)

※QRコード付きの手形・小切手用紙への変更に伴い、金額・振出人欄等の位置が変更となっております。

●手形・小切手のご記入方法等

<p>金額欄の ご記入方法</p>	<p><アラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックライターを使用してください。 ・金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」等の終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 <p><文字でご記入のする場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字の間をつめ、下表の漢数字のみを使用してください。 ・崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。 ・金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
<p>訂正方法・ 留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金額を誤記した場合には、訂正せずに新しい手形・小切手用紙を使用してください。 ・金額以外の記載事項を訂正する場合には、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が金額欄、組合名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。 ・金額欄には、なつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。 ・QRコード欄には、記名なつ印や金額の複記が重なることがないようにしてください。

【「電子交換所」で読取可能な漢数字】

	1			2			3		4			5		6		7		
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000			10,000						
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬				

<その他>金、円、圓(円の異体字)、億

※上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【使用例(留意事項)】

・金額欄に、金額の複記等はないでください。

・QRコード欄になつ印等を重ねないでください。

●資金化時限

電子交換所による手形・小切手の交換決済開始に伴い、支払場所が遠隔地の手形・小切手の一部は、資金化時限（お支払い可能時限・お引落時限）が早まる場合がございます。

●手数料

取立手数料および手形・小切手交付手数料については、別紙「取立手数料および手形・小切手用紙交付手数料のご案内」をご確認ください。

●当座勘定規定

電子交換所による手形・小切手の交換決済開始を受け、当座勘定規定の改正を予定しております。当座勘定規定の改正内容につきましては、2022年10月頃に当組合ホームページにおいてご案内の予定です。

※一部、当座勘定規定における「小切手用法」・「約束手形用法」・「為替手形用法」につきまして、2022年4月適用で改正しております。

2. 電子的な決済手段への移行をご検討ください

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、「法人JAネットバンク」からの振込といった電子的な決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

以上

あいち海部農業協同組合

詳しくはお近くのJAあいち海部へお気軽にお問合せ下さい

T E L : 0567-28-6757

お客様各位

あいち海部農業協同組合

取立手数料および手形・小切手用紙交付手数料のご案内

電子交換所における手形・小切手の交換決済開始を受け、当組合における取立手数料等は次のとおりといたします。

1 改定内容

(1) 取立手数料（1通につき）

改定前		改定後	
手数料の種類	金額（税込）	手数料の種類	金額（税込）
名古屋交換	220円	電子交換手数料 ^(注)	880円
代金取立手数料（普通扱）	660円	代金取立手数料（普通扱）	1,100円
代金取立手数料（至急扱）	880円	代金取立手数料（至急扱）	1,320円

(注) 当組合の本支店あての取立や、店頭での入金扱いとなる小切手などの取立を含め、電子交換所を利用する手形・小切手等の取立の原則すべてが手数料の対象となります。

(2) 手形・小切手用紙交付手数料

手数料の種類		金額（税込）	
		改定前	改定後
小切手用紙交付手数料 （署名鑑印刷無し）	1冊（50枚）につき	660円	（据置）
小切手用紙交付手数料 （署名鑑印刷有り）	1冊（50枚）につき	880円	（据置）
手形用紙交付手数料 （署名鑑印刷無し）	1冊（25枚）につき	440円	（据置）
手形用紙交付手数料 （署名鑑印刷有り）	1冊（25枚）につき	550円	（据置）
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円	（据置）

2 適用開始日

令和4年11月4日（金）

以上